

# 学校給食費の公会計化について

---

# 目次

---

1. 給食費会計のしくみ
2. 給食費会計の現状
3. 公会計化により想定される効果
4. 公会計化にあたって必要な措置
5. 今後の流れ

# 1. 給食費会計のしくみ

## ・学校給食にかかる費用負担の原則(学校給食法第11条)

市の負担... 食材費以外の費用(調理施設・設備の維持管理費, 光熱水費, 人件費など)

保護者負担... 給食費(給食に用いる食材費)

## ・給食費の流れ「私費会計」

小学校: 保護者 → 校長口座 → 食材業者 ※年1回, 学校・保護者等による監査あり

中学校: 保護者 → 学校教育課長口座 → 食材業者 ※年1回, 中学校給食運営委員会による監査あり

※公会計の場合

歳入: 保護者 → 市の公金口座    歳出: 市 → 食材業者

## 2. 給食費会計の現状

※28年度決算ベース

	小学校	中学校
児童・生徒数	3,273人	1,353人
収入額	160,570(千円)	71,185(千円)
支出額	159,874(千円)	70,745(千円)
繰越額	696(千円)	440(千円)
未納者数	6名	36名
未納額	195,637円 (うち過年度分 67,613円)	843,052円 (うち過年度分179,162円)
未納者への督促	教職員が対応	教育委員会職員が対応
督促方法	※未納月数が2か月分以上 ⇒ 口頭又は書面をもって督促 ※未納月数が6か月分以上 ⇒ 訪問徴収等の措置	

## 3. 公会計化により想定される効果

---

### 1. 保護者にとって

- 公平性の確保 債権管理条例が適用され(私債権), 徴収・欠損両面で事務処理が透明化。
- 利便性の向上 どの銀行でも納付可, 振込手数料の保護者負担がなくなる。

### 2. 学校現場にとって

- コンプライアンスの向上 校長(課長)の多額の金員の取扱いがなくなる。安全管理上も○
- 教員の負担軽減 徴収にかかる負担がなくなる。

※ただし, 教育委員会としては, 事務負担の増, 関連経費の発生がある

## 4. 公会計化にあたって必要な措置

---

- 関係条例(規程)の整備, 改廃  
(学校給食にかかる条例, 施行規則等)
  - 30年度予算の整理  
(学校給食費管理システムの導入, 学校給食費補助金の整理, 公金取扱の調整等)
  - 教育委員会職員配置の見直し
  - 保護者への周知
  - 29年度までの未収金の取扱い
- など

## 5. 今後の流れ(想定)

※調整により変更する可能性あり

### 平成29年度

12月 特別会計の設置(条例整備)

3月 30年度当初予算計上, 関係条例(規程)の整備

### 平成30年度

4月 中学校給食費の公会計化  
(並行して, 小学校給食費への導入準備)

3月 31年度当初予算計上, 関係条例(規程)の整備

### 平成31年度

4月 小学校給食費の公会計化

